

令和元年度

清瀬市健全化判断比率等審査意見書

清瀬市監査委員



2 清監収第 1 0 0 9 号の 2
令和 2 年 8 月 1 7 日

清瀬市長 渋谷 金太郎 殿

清瀬市監査委員 日 下 直 喜

清瀬市監査委員 小 西 み か

令和元年度清瀬市財政の健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和元年度清瀬市財政の健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和元年度清瀬市財政の健全化判断比率等の審査意見書

第1 審査の対象

令和元年度 実質赤字比率
令和元年度 連結実質赤字比率
令和元年度 実質公債費比率
令和元年度 将来負担比率
令和元年度 資金不足比率

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

第3 審査の基準 清瀬市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

第4 審査の期間 令和2年7月31日から8月14日まで

第5 審査の着眼点及び実施内容

財政の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼とし、関係書類との照合及び関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

第6 審査の結果

財政の健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他法令に準拠して適正に作成されているものと認められた。

第7 審査の概要

1 健全化判断比率等の審査対象会計

表-1 （審査対象会計）

一 般 会 計						
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	資金不足 比率
	介護保険特別会計					
	後期高齢者医療特別会計					
	駐車場事業特別会計					
うち公営企業会計	下水道事業会計					
一部事務組合、広域連合						
地方公社、第三セクター等						

2 健全化判断比率等の指標

(1) 健全化判断比率

表-2

(単位：％)

比 率 名	平成30年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	12.75	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.75	30.00
実 質 公 債 費 比 率	3.6	3.5	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	21.9	23.8	350.0	

(2) 資金不足比率

表-3

(単位：％)

比 率 名	平成30年度	令和元年度	経営健全化基準
下 水 道 事 業 資 金 不 足 比 率	—	—	20.0

(注) 1 上記表中の「—」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率ともにマイナス比率（実質収支の黒字等）となるためである。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務づけられる。

3 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

実質収支額は、一般会計の歳入総額 317 億 1,357 万 1 千円から歳出総額 309 億 7,987 万 2 千円を差し引いた歳入歳出差引額 7 億 3,369 万 9 千円から翌年度へ繰り越すべき財源 4,996 万 8 千円を差し引いた 6 億 8,373 万 1 千円である。

したがって、実質赤字額が発生していないことから、実質赤字比率は算定されない。

表-4

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出 差 引 額 ③ = ① - ②	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支額 ③ - ④
一 般 会 計	31,713,571	30,979,872	733,699	49,968	683,731

(2) 連結実質赤字比率

連結実質収支額は、一般会計の実質収支額 6 億 8,373 万 1 千円に、特別会計のうち公営企業会計以外の実質収支額 3 億 633 万 2 千円を加え、さらに公営企業会計の剰余額 1 億 5,378 万円を加えた 11 億 4,393 万 3 千円である。

したがって、連結実質赤字額が発生していないことから、連結実質赤字比率は算定されない。

表-5

(単位：千円)

会 計 名		実 質 収 支 額 ①	資金不足・剰余額 ②	連結実質収支額 ③ = ① + ②
一 般 会 計		683,731		1,143,933
特 別 会 計	国民健康保険事業	104,134		
	介 護 保 険	188,494		
	後 期 高 齢 者 医 療	9,739		
	駐 車 場 事 業	3,965		
	計	306,332		
うち公営企業会計	下 水 道 事 業		153,870	

(3) 実質公債費比率

平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度の 3 カ年を平均した実質公債費比率は、3.5%である。

したがって、早期健全化基準 (25.0%) 及び財政再生基準 (35.0%) を下回っている。

表-6

(単位：%)

年 度	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)
平成 29 年度	3.63541	3.5
平成 30 年度	3.32081	
令和 元 年 度	3.59542	

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、将来負担額 257 億 3,190 万 7 千円から充当可能財源等 223 億 7,910 万 5 千円を差し引いた額を、標準財政規模 153 億 7,099 万 2 千円から普通交付税に算入される公債費等の額 13 億 1,191 万 5 千円を差し引いた額で除した 23.8%である。

したがって、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

$$\begin{array}{rcccl} & 25,731,907\text{千円} & & 22,379,105\text{千円} & \\ & \text{(将来負担額)} & \text{—} & \text{(充当可能財源等)} & \\ \text{(将来負担比率) } 23.8\% = & \frac{\text{(標準財政規模)} & \text{—} & \text{(算入公債費等の額)} & \\ & 15,370,992\text{千円} & & 1,311,915\text{千円} & \end{array}$$

※ 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

本市の将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 198 億 8,602 万 9 千円に、債務負担行為に基づく支出予定額 8 億 7,969 万 6 千円、公営企業債等繰入見込額 3 億 3,615 万 1 千円、組合負担等見込額 1 億 8,848 万 9 千円、退職手当負担見込額 43 億 9,953 万 2 千円を加え、さらに、本市が設立した法人の負債額等負担見込額 4,201 万円を加えた額 257 億 3,190 万 7 千円である。

(5) 資金不足比率

下水道事業会計において、資金不足額は発生していない。

したがって、資金不足比率は算定されない。

表-7

(単位：千円、%)

会 計 名		資金不足額	資金不足比率	資金剰余額
法適用	下 水 道 事 業 会 計	—	—	153,870